

2017（平成29）年7月13日教授会承認
2019（平成31）年3月7日教授会承認
2021（令和3）年1月14日教授会承認
2021（令和3）年7月29日教授会承認
2022（令和4）年3月10日教授会承認

研究倫理審査委員会規程

（目的）

第1条 研究倫理審査委員会（以下、「委員会」という）は、白梅学園大学・白梅学園短期大学研究倫理指針の基本方針を達成することを目的とする。

第2条 委員会は、研究計画が倫理指針に適合するか否かを審査する。

（組織）

第3条 委員会は以下に掲げる委員をもって組織する。

委員は人を対象とする研究を専門領域とする本学専任教員の中から、委員会の推薦を経て研究機関の長である学長が9名以上指名して委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 審査上必要と認められるときは、上記委員以外の者を審査に加えることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は学長が指名する。委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。

3 委員会は委員の中から副委員長を互選し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

（議事）

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ委任状を提出して欠席した者については、出席とみなすことができる。

2 議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、前項と同様とする。

3 議決は過半数をもって行い、同数の場合は委員長が決定する。

（審査）

第6条 委員長は、研究機関の長からの諮問に応じ、審査の付託を受けた時は、当該申請を速やかに委員会の審査に付すものとする。

2 審査する研究計画ごとに、委員会で選出された2名以上の審査委員が審査を行い、その結果を委員会に報告する。審査に検討の要がある場合は、委員会の中で協議する。（様式2）

3 審査の判定は、出席委員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、議決をもって判定することができる。

4 委員は、自らが研究等実施者、研究協力者および研究指導教員となる研究に係る審査に加わることができない。

5 委員会が必要と認めた場合は、申請者又は副学長（学部長）、学術情報委員長をはじめとする第三者の出席を求め、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。ただし、審査の議論に参加することはできない。

（通知）

第7条 委員長は、委員会における研究計画審査の結果を申請者に通知する。（様式3）

2 委員長は、委員会における審査の結果について、速やかに学長に報告するものとする。

3 学長は、委員長の報告を受けた時は、速やかに申請者に以下の措置をとる。

(1) 承認の場合は申請者に承認の通知をする。

(2) 前項以外のものについては、本条第1項に規定する通知をもって、学長による通知に代えることとする。

4 前項の決定において、差戻しとなった場合又は審査を必要としないと認めた場合は、本条第1項に規定する通知をもって、学長による通知に代えることができるものとする。

第8条 委員長は第7条第1項に対する申請者からの異議申立書の提出があった場合、委員会を開き、これを協議する。

(その他)

第9条 本委員会の事務は教学企画課が行う。

第10条 委員会は、その目的達成のため関係する委員会や部門と連携し、協力する。

第11条 この規程の改廃は委員会の議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、2007（平成19）年6月14日より施行する。（制定）

この規程は、2010（平成22）年2月15日より施行する。

この規程は、2012（平成24）年4月1日より施行する。

この規程は、2014（平成26）年7月1日より施行する。

この規程は、2016（平成28）年11月10日より施行する。

この規程は、2017（平成29）年3月9日より施行する。

この規程は、2017（平成29）年7月13日より施行する。

この規程は、2019（平成31）年4月1日より施行する。

この規程は、2021（令和3）年4月1日より施行する。

この規程は、2021（令和3）年7月29日より施行する。

この規程は、2022（令和4）年4月1日より施行する。